

厚生労働省発健0807第2号
令和5年8月7日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年8月7日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

第1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチンの表中「コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)」を「コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン」に改めること。

第2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンに以下のものを追加し、その対象者を以下のとおりとすること。

- ① コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を5歳以上12歳未満の者とすること。
- ② コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(初回接種、令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種において5歳以上12歳未満に対して使用するワクチンとして掲げるものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を12歳以上の者とすること。

第3 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を6歳以上12歳未満の

者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）とすること。

第4 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種において使用するワクチンから、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）を削ること。

第5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）を加え、その対象者を6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）とすること。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号
 令和5年3月8日
 一部改正 厚生労働省発健0807第1号
 令和5年8月7日

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 使用するワクチン
 (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種又

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号
 令和5年3月8日

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 使用するワクチン
 (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種又

〈改正後〉

〈現 行〉

は令和5年春開始接種を受けたものを除く。) に対して接種すること。

は令和5年春開始接種を受けたものを除く。) に対して接種すること。

<p><u>コロナウイルス (SARS-C oV-2) RNAワクチン (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p>12歳以上の者</p>
<p><u>コロナウイルス (SARS-C oV-2) RNAワクチン (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</u></p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p><u>コロナウイルス (SARS-C oV-2) RNAワクチン (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</u></p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p><u>コロナウイルス (SARS-C oV-2) RNAワクチン (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの (最初に当該承認を受けたものを除く。) であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</u></p>	<p>12歳以上の者</p>

<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-C oV-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p>12歳以上の者</p>
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-C oV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</u></p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>
<p>(2) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p>		<p>(2) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p>	
<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）</p>	<p>6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）</p>	<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>
<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）</p>
<p>(3) 令和5年春開始接種 令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>		<p>(3) 令和5年春開始接種 令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>	

〈改正後〉

〈現 行〉

<p><u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン</u>（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</p>	<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）</u>（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、<u>エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。</u>）</p>	<p>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</p>
<p><u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン</u>（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、<u>エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。</u>）</p>	<p><u>6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）</u></p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン</u>（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</p>	<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）</u>（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</p>
<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</p>	<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

<p><u>コロナウイルス（SARS-C o V-2）RNAワクチン</u>（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）</p>	<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-C o V-2）</u>（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）</p>
--	--	--	--

(別紙 改正後全文)

- 厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
- 一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
- 一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
- 一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
- 一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
- 一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
- 一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
- 一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
- 一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
- 一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日
- 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
令和5年2月10日
- 一部改正 厚生労働省発健0308第14号
令和5年3月8日
- 一部改正 厚生労働省発健0807第1号
令和5年8月7日

各

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

ち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	6歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものう	5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認

ち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	めるものを除く。)
---	-----------

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	6歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの)	5歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認

<p>ち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>めるものに限る。)</p>
--	------------------

以上